ワクチンの接種に伴い排出される廃棄物の処理の留意点

新型コロナウイルスのワクチン接種会場から排出される注射針等は、

感染性廃棄物として適正に処理してください

注射針はプラスチック製の堅牢な容器に梱包！

- 使用済み注射針は、耐貫通性のあるプラスチック製容器に梱包してください。
- その他の感染性廃棄物（血液が付着したガーゼなど）は、丈夫なポリ袋、段ボール容器（内袋使用）又は耐貫通性のあるプラスチック製容器に梱包してください。（注射針がポリ袋や段ボール容器に混入しないよう徹底してください。）
- 感染性廃棄物が容器の外部に飛散・流出したり、ウイルスなどの感染性病原体が容器の外面に付着したりしないように、ポリ袋の口をしっかり縛る又は容器の蓋を確実に密閉するようにしてください。
- 感染性廃棄物以外の廃棄物は、感染性廃棄物が混入しないように留意して、感染性廃棄物を表す表示（バイオハザードマークなど）のないポリ袋等に梱包して排出してください。
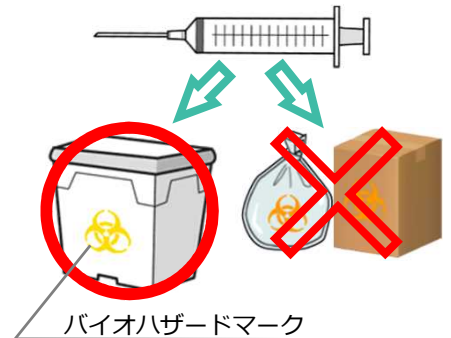
⚠ ごみ収集時に、針刺し事故が起こるおそれがあります

感染性廃棄物は保管場所である旨を掲示して、仕切り等で他と区別！

- 感染性廃棄物の保管場所は、
  - 周囲に囲いが設けられ、
  - 保管場所である旨等が掲示板で掲げられ、
  - 他の物が混入するおそれのないよう仕切りを設けること等

  の措置が講じられていることが必要です。

［掲示内容例］
・感染性廃棄物保管場所につき、関係者以外立入禁止
・管理責任者連絡先　等
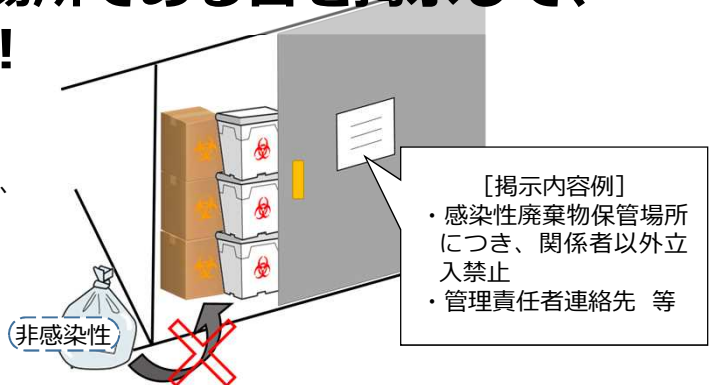
その3

廃棄物の量に応じ、適当な大きさの容器を選択！

- 注射針等を梱包するプラスチック製容器は、発生する廃棄物の量に応じた適当な大きさのものを選択してください。
- 極力、廃棄物の量が少ない状態で容器の蓋を閉じないよう留意してください。（一方、小さな容器に多量の廃棄物を詰め過ぎないようにしてください。）
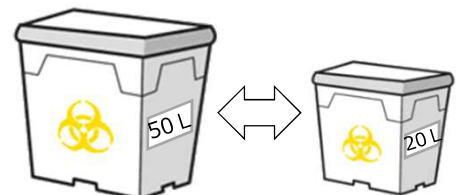
⚠ 少量の廃棄物で容器をむやみに密封し、排出する容器の数を増やすと、処理がひっ迫するおそれがあります

※　廃棄物処理法の基準を遵守し、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」に沿って処理してください。
※　詳細については自治体のルールに従ってください。

環境省公式HP

廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル（PDF）